

船橋市議会個人情報取扱事務要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市議会個人情報保護条例(令和5年船橋市条例第1号。以下「条例」という。)及び船橋市議会個人情報保護条例施行規程(令和5年船橋市議会告示第1号)に定めるもののほか、議会が行う条例第2条第1項に規定する個人情報(個人番号及び特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱う事務について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の例による。

(総括個人情報管理責任者)

第3条 議会事務局長を総括個人情報管理責任者とする。

2 総括個人情報管理責任者は、個人情報の統一的な管理に必要な連絡調整を行うとともに、個人情報保護事務を総括的に指揮監督するものとする。

(個人情報管理責任者)

第4条 総務調査課長を個人情報管理責任者とする。

(事故発生時等の対応)

第5条 職員は、個人情報の漏えい、滅失、毀損、番号法違反のおそれのある事案の発生又は兆候を把握した場合その他安全管理の上で問題となる事案の発生又は兆候を把握した場合は、直ちに個人情報管理責任者に報告するものとする。

2 個人情報管理責任者は、前項の規定による報告を受けた場合、直ちに被害の拡大を防止するための適切な措置を講じるとともに、総括個人情報管理責任者に報告するものとする。この場合において、個人情報管理責任者は、必要な措置を講ずるまでに時間を要する場合は、直ちに事案の概要及びその時点までに講じた措置を報告し、必要な措置を講じた後、遅滞なく当該措置についての報告を行うものとする。

3 個人情報管理責任者は、漏えい等が生じた場合であって条例第11条の規定による本人への通知を要する場合には、前2項及び第5項と並行して、速やかに所定の手続を行うものとする。

4 個人情報管理責任者は、条例第11条の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への連絡等の措置を講ずるものとする。

5 第2項の場合においては、個人情報管理責任者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のため

に必要な措置を講ずるとともに、事務局において再発防止措置を共有するものとする。

(監査責任者)

第6条 総務調査課長を監査責任者とする。

(監査の実施)

第7条 監査責任者は、個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。）を行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、議会が行う個人情報保護事務の取扱いについては、市長の事務局の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。